

この度は、「薬剤師国家試験対策参考書[改訂第12版]⑧法規・制度・倫理」をご購入いただき、誠に有難うございます。  
 本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。  
 ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しく願い申し上げます。

薬学ゼミナール編集 青本[改訂第12版]⑧法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P125 表 ●厚生労働省令で定める薬剤師の設置基準	※臨床研究中核病院に置くべき臨床研究に携わる薬剤師の員数は、10人以上とする	※臨床研究中核病院に置くべき臨床研究に携わる薬剤師の員数は、 <u>5</u> 人以上とする

下表は、2022年4月の調剤報酬改定に伴う追補訂正となります。

	訂正前	訂正後
P372 表 ●薬学管理料		表の先頭に「調剤管理料」の項目を追加(下記参照)

(P372 表の先頭に追加)

調剤管理料	処方された薬剤について、患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、薬剤服用歴へ記録し、以下の管理を行った場合(処方箋受付1回につき)		
	イ 患者の基礎情報、他に服用中の医薬品の有無及びその服薬状況等について、お薬手帳、マイナポータルの薬剤情報等、薬剤服用歴又は患者若しくはその家族等から収集し、調剤録又は薬剤服用歴に記録すること		
	ロ 服薬状況等の情報を踏まえ、処方された薬剤について、必要な薬学的分析を行うこと		
	ハ 処方内容に疑義があるときは、処方医に対して照会を行うこと		
	ニ 調剤録及び薬剤服用歴を作成し、適切に保管すること		
	内服薬(1剤につき、3剤まで)	7日分以下の場合 8日分以上14日分以下の場合 15日分以上28日分以下の場合 29日分以上の場合	4点 28点 50点 60点
	内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬		4点
重複投薬・相互作用等防止加算	在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者では算定しない		
	残薬調整に係るもの以外の場合		+40点
調剤管理加算	残薬調整に係るものの場合		+30点
	複数の保険医療機関から6種類以上の内服薬(特に規定するものを除く。)が処方されている患者又はその家族等に対して、当該患者が服用中の薬剤について、服薬状況等の情報を一元的に把握し、必要な薬学的管理を行った場合		
	初めて処方箋を持参した場合		+3点
電子的保健医療情報活用加算	2回目以降に処方箋を持参した場合であって処方内容の変更により薬剤の変更又は追加があった場合		+3点
	電子資格確認により、患者に係る薬剤情報等を取得した上で調剤を行った場合(月1回)		+3点

薬学ゼミナール編集 青問[改訂第12版]⑧法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P111 問 47 解説下から2行目	……また、臨床研究中核病院では、臨床研究に携わる薬剤師の員数として、10人以上と規定している。	……また、臨床研究中核病院では、臨床研究に携わる薬剤師の員数として、 <u>5人以上</u> と規定している。

下表は、2022年4月の麻薬及び向精神薬取締法改正に伴う補足となります。

	訂正前	訂正後
P299 問 4 解説 4	正 ……都道府県知事へ共同申請をして許可を得た場合には、在庫不足で調剤できないときに限り、当該共同申請をした麻薬小売業者間で麻薬の譲受・譲渡が可能となる。	正 ……都道府県知事へ共同申請をして許可を得た場合であって、 <u>①麻薬の在庫不足のために調剤できない場合で当該不足分を補足する場合、または②麻薬卸売業者から譲り受けて90日を経過した麻薬の場合に、</u> 譲受・譲渡が可能となる。

下表は、2022年5月の医薬品医療機器等法の改正に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P193 問 51 解説に追加	……承認を与えることを可能としている。	……承認を与えることを可能としている。 <u>また、医薬品及び医療機器についても、緊急承認制度として条件及び期限を付した承認の仕組みが、2022年度より導入されている。これに伴い、1、2も解答となりうる。</u>
P213 問 75 解説 2	条件及び期限付きで製造販売の承認が認められているのは、再生医療等製品である。	希少疾病用医薬品であることを理由に、期限付きの承認となることはない。条件及び期限付き制度の対象となるのは、再生医療等製品である。また、緊急承認制度の対象となる医薬品、医療機器又は再生医療等製品については、条件及び期限を付して承認が与えられる。